天 理 市 農 業 委 員 会　議 事 録

・日　　時　　　令和５年６月９日（金）午後１時56分～午後２時42分

・場　　所　　　天理市役所　５階　５３３Ａ会議室

・出席委員

　（農業委員）

３番　　中嶋喜代次　　　　　　　　　４番　　榎堀　秀樹　　　　　　　　　５番　　藪内　清光　　　　　　　　　６番　　藏本　純次　　　　　　　　　７番　　𠮷田　幸雄　　　　　　　　　８番　　川畑　　稔　　　　　　　　　10番　 松井　義憲　　　　　　　　（２番　　欠員　　　）

　（農地利用最適化推進委員）

　　丹波市地区　　山原　　修　　　　　　山の辺地区　　箕手　　宏

井戸堂地区　　松本　和成　　　　　朝和西部地区　　野田　潤一

朝和東部地区　　南浦　康男　　　　　　　櫟本地区　　奥出　善嗣

・事務局職員他

事務局長　　奥田　　彰　 　　　　　　　係長　　德永　佳代

　　　農林課長　　岩田　俊樹

・欠席委員

　（農業委員）　１番　　田中　秀佶　　　　　　９番　　龍見　喜朗

　（農地利用最適化推進委員）

前栽地区　　庄司　茂治　　　　　　二階堂地区　　松本　淸一

柳本地区　　杉田　義正　　　　　　　福住地区　　辻󠄀沢　昌彦

・附議事項

議案第１号　　農地法第３条に関する許可申請について

議案第２号　　農地法第４条に関する許可申請について

議案第３号　　農地法第５条に関する許可申請について

議案第４号　　令和４年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他

　　　　　　　事務の実施状況の公表について

議案第５号　　天理農業振興地域整備計画の変更について

議案第６号　　その他　①市街化区域の専決処分について（報告）

　　〃　　　　　〃　　②生産緑地地区の取得の斡旋依頼について

事務局長（奥田彰）

委員の皆様、本日は何かとお忙しい中、委員会にご出席いただき、ありがとうございます。

皆さんお揃いですので、ただ今より６月定例委員会を開催いたします。

　本日、出席の農業委員は７名で、定数の過半数を超えておりますので、委員会は成立しております。

　なお、農業委員の田中委員、龍見委員、また推進委員の庄司委員、松本　淸一委員杉田委員、辻󠄀沢委員からは欠席の連絡を受けております。

次に委員会での発言でございますが、委員及び会議に出席した職員その他の方が発言をされるときは、挙手により議長の許可を得た上でお願いいたします。

　また、携帯電話をお持ちの方は、会議中「マナーモード」に設定していただくか、

電源を切っていただきますようご協力をお願いします。

なお、本日の「議案第３号　農地法第５条に関する許可申請」の中で、委員会に出席されている農業委員に関する案件がございます。

農業委員会に関する法律第31条の規定により「議事参与の制限」という条文がございます。藏本委員には恐れ入りますが、対象となる議事の審議に入ります前に、一時的にご退出していただきますのでよろしくお願いいたします。

それでは、議事に先立ちまして、議長よりご挨拶をいただき、引き続き会議規則の規定により、以降の議事進行をお願いいたします。

議長（松井義憲）

皆さん、こんにちは。今年は早い梅雨入りの影響で田植えが早く始まったわけで

大変忙しい時期でございます。  
会議を始めます前に、私から報告しておきたいんですが、５月30日に全国農業委員

会会長大会がございました。今年は４年ぶりに大会が開催されました。

そのなかで、報告しておきたいんですが、基本的には食料・農業安全保障の確立に

向けた持続可能な農業農村をつくるための政策提案ということで、まず、情勢報告がございました。世界的な気候変動による食料生産の不安定化と世界的な食料需要の拡大、ロシアのウクライナ侵攻が加わり、それと円安等による買い負けの懸念が高まっていると、いろんなことを含めてそういうことになっていると、それと、現行基本法が制定されて20年余りが経過している。規模拡大による構造改革の進展が始まって、農業者の離農、若者の流出等農業基盤が非常に弱体化してきていると。

もう１点は、今年、令和５年４月に基盤法が改正されました。  
これまで、人・農地プランから「地域計画」に名前が変わったと、計画する「設計  
図」を作る役割が我々に与えられている。そういう情勢が報告されました。食料・安  
全保障とあるべき農業・農村の姿、水田農業を基本とした食料安全保障の確立、日本型直接支払制度の拡充、もう１つは食料等の安定供給の確保と、適正な価格形成の在り方の検討と、そういう柱が提案されてきているというわけでございます。

基本法関連施策の確立ということで、農地の確保と効率及び適正利用、担い手へ

の農地の集積、集約化と多様な農地利用の両立の実現を進めていこうと。また、農地確保にあたっての国の責務と関与の強化・明確化や農地の適正利用の確立、また、下限面積の撤廃に伴い、混乱を来しているので、国が指導的な立場としてやってほしいと。そして、営農型太陽光発電施設に対して、下で作る作物はまともにできない、国が責任をもって指導を強化してほしいと、我々農業委員に任されるのは難しいと。そういう提案がありました。それと、我々農業委員会に対して、地域計画の策定に関わって行けということですから、主としてやっていけと、それなら国としても我々への支援を強化してほしいと、そういう提案がございました。  
大会に行かせてもらいましたので、そのご報告をさせていただきました。

　それでは、議事に入っていきたいと思います。

まず、６月委員会の議事録の署名委員でございますが、こちらの方で指名させて

いただいてよろしいでしょうか。

「結構です」の声あり

議長（松井義憲）

　ご同意いただきましたので、３番　中嶋委員と、４番　榎堀委員にお願いしたいと思います。

議長（松井義憲）

それでは、議案第１号「農地法第３条に関する許可申請について」事務局より説明

願います。

事務局係長（德永佳代）

議案第1号「農地法第３条に関する許可申請」５件について説明いたします。

議案書1ページをご参照願います。

１番申請は、農業後継者独立による親子間での使用貸借権の設定です。

場所の地図は、議案書の２ページです。

申請地及び譲受人、譲渡人、譲受人の世帯の耕作面積は１番表記のとおりです。

２番申請は、譲渡人が耕作できないことを事由とする所有権移転　贈与です。

場所の地図は、議案書の２ページです。

申請地及び譲受人、譲渡人、譲受人の世帯の耕作面積は２番表記のとおりです。

３番申請は、譲渡人が耕作できないことを事由とする所有権移転　売買です。

場所の地図は、議案書の３ページです。

申請地及び譲受人、譲渡人、譲受人の世帯の耕作面積は３番表記のとおりです。

４番、５番は同時申請で、農地の交換を事由とする所有権移転です。

場所の地図は、ともに議案書の３ページです。

申請地及び譲受人、譲渡人、譲受人の世帯の耕作面積は４番と５番表記のとおり

です。

以上、５件の申請は、農地の全てを効率的に利用して耕作を行うと認められ、耕作

に必要な農作業にも常時従事すると認められる等、農地法第３条第２項各号にも該当

しないため、許可要件を満たしていると考えます。ご審議のほどよろしくお願いしま

す。

議長（松井義憲）

ただいま事務局より説明ありましたが、何かご意見、ご質問等はございませんか。

　「結構です」の声あり

議長（松井義憲）

ご承認いただきましたので、委員会で処理することといたします。

　次に、議案第２号「農地法第４条に関する許可申請について」事務局より説明願います。

事務局係長（德永佳代）

議案第２号　農地法第４条に関する許可申請１件について説明させていただきます。

議案書４ページをご参照願います。申請につきまして、令和５年５月31日に、藏本

委員と共に農地現地調査を行いました。

資料番号１の農地現地調査表も併せてご覧ください。

１番申請の転用目的は、資材置場です。この後、議案第３号の１番の５条申請と同一内容の申請です。

申請者及び申請地は１番表記のとおりで、転用理由、利用計画は資料番号１のとおりとなっております。

当該申請地の農地区分は、住宅等が連担する区域に近接する区域で、農地の規模が10ha未満の第２種農地で、申請地の周辺には事業目的達成可能な農地以外の土地や

第３種農地がなく、転用行為を行うために必要な資力等があり、転用による隣接地への被害もないと認められるなど、農地法第４条第２項各号にも該当しないため、転用に問題ないと考えます。

議長（松井義憲）

ただいま事務局より説明ありましたが、何かご意見、ご質問等はございませんか。

　「結構です」の声あり

議長（松井義憲）

それでは、農地法第４条に関する許可申請について、ご承認いただきましたので、申請内容のとおり県へ進達いたします。

次に、議案第３号「農地法第５条に関する許可申請について」事務局より説明願います。

事務局係長（德永佳代）

議案第３号　農地法第５条に関する許可申請３件について説明させていただきます。議案書５ページをご参照願います。資料番号１の農地現地調査表も併せてご覧くだ

さい。１番申請は、農地法第４条の資材置場と同一転用目的での所有権移転　売買です。申請者及び申請地は１番表記のとおりで、申請理由、利用計画は資料番号１のとおりとなっております。

当該申請地の農地区分は、先ほどの第４条と同様のため省略させていただきます。

２番申請は、工場を転用目的とする所有権移転　売買です。

申請者及び申請地は２番表記のとおりで、申請理由、利用計画は資料番号２のとおりとなっております。当該申請地の農地区分は、近鉄結崎駅から宅地化率で算出する第２種農地で、転用行為を行うために必要な資力等があり、転用による隣接地への被害もないと認められるなど農地法第５条第２項各号にも該当しないため、転用に問題ないと考えます。１番申請と２番申請については以上です。

議長（松井義憲）

ただ今、１番、２番申請につきまして、事務局より説明ありましたが、何かご意見、ご質問等はございませんか。

　「結構です」の声あり

議長（松井義憲）

それでは１番、２番の農地法第５条に関する許可申請についてご承認いただきましたので、申請内容のとおり県へ進達いたします。それではここで、議事参与の制限により、藏本委員に一時退席をお願いします。

　　（　藏本委員　一時退席　）

議長（松井義憲）

それでは引き続き、３番申請について事務局より説明願います。

事務局係長（德永佳代）

３番申請は、特定流通業務施設・特別積合せ業務施設を転用目的とする所有権移転　売買です。申請者及び申請地は３番表記のとおりで、申請理由、利用計画は資料番号３のとおりとなっております。当該申請地の農地区分は、近鉄結崎駅から宅地化率で算出する第２種農地で、転用行為を行うために必要な資力等があり、転用による隣接地への被害もないと認められるなど農地法第５条第２項各号にも該当しないため、転用に問題ないと考えます。以上でございます。

議長（松井義憲）

　ただいま、事務局より説明ありましたが、何かご意見、ご質問等はございませんか。

「結構です」の声あり

議長（松井義憲）

それでは３番申請についてご承認いただきましたので、申請内容のとおり県へ進達

いたします。藏本委員は席にお戻りください。

（　藏本委員　着席　）

次に、議案第４号「令和４年度 農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その

他事務の実施状況の公表について」事務局より説明願います。

事務局係長（德永佳代）

令和４年度 農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表についてご説明いたします。

令和４年４月より、毎年度初めに、農業委員会は最適化活動の目標を設定し、その目標に基づいて１年間活動を行い、年度が終了した後、点検・評価をし、公表することが求められることとなりました。

天理市農業委員会では、令和４年６月の定例農業委員会で決定した、「令和４年度最適化活動の目標の設定等」に基づき、１年間活動をすすめてまいりました。そして、昨年度の活動計画について振り返り、点検・評価をしたものが本案でございます。

1ページは、天理市農業委員会の状況でございます。農業の概要の各項目の数字は、令和４年４月１日時点でのデータ及び農林業センサス2020等のデータをもとにしております。２ページに移りまして、ここから５ページまでは、最適化活動の実施状況についてです。最適化活動には、１の成果目標と２の活動目標があります。

まず、１の成果目標です。

（１）農地の集積についてです。

②目標及び③実績をご覧ください。令和４年度の新規集積目標は７ha、累計集積目標は約280haとしておりました。実績といたしましては、新たに23.4haの農地が集積され、累計集積面積は296.1haとなりました。結果達成状況は105.9％です。この集積結果は昨年武蔵町で７haを超える集積実績によるところが大きいものであります。

次に（２）遊休農地の発生防止・解消についてです。

②目標及び③実績をご覧ください。緑区分の遊休農地の解消目標は0.8haと計画しておりました。結果としての実績は0.66haで目標は未達成となりました。

今年度の遊休農地解消目標面積も１haとしております。今年は未達成となりませんよう、委員の皆様には担当地域の遊休農地につきまして１筆でも多く解消できるようよろしくお願いいたします。また、新規発生した遊休農地はその年のうちに解消できるように、担当区域内で農地管理が不十分な農地所有者には、適正な農地管理の指導やサポートセンターに預けるよう促していくようにお願いいたします。

次に、３ページの（３）新規参入の促進についてです。

令和４年度の新規参入者への貸付等について農地所有者の同意を得た上で公表する農地の面積の目標を2.0haとしていました。

こちらは、同意の取得方法及び公表方法について検討中のため、実績なしとなりました。

つぎに、ここからは、最適化活動の活動目標についてです。

令和４年度の推進委員等の活動日数目標は、月に６日、活動強化月間の設定は３回、新規参入相談会への参加は１回と設定いたしました。

活動強化月間及び新規参入相談会への参加回数は目標を達成しましたが、活動日数は目標を超えることができませんでした。

以上、委員会としての目標の達成状況の評語は、５ページにありますように、「目標に対して期待どおりの結果が得られた」となりました。

しかし、評価方法が異なる、その下の推進委員等の結果に関しましては、個人個人の活動報告で評価のポイントとなる毎月の日数が目標の６日を下回っていたため、「目標に対して期待を（やや）下回る結果となった」となりました。

最後に６ページ目ですが、事務の実施状況についてです。以上です。

議長（松井義憲）

ただ今、事務局より説明ありましたが、何かご意見、ご質問等はございませんか。

　「結構です」の声あり

議長（松井義憲）

月に６日はなかなか厳しいなあ。皆さんよろしくお願いしたいと思います。

それでは、令和４年度 農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の

実施状況の公表についてご承認いただきましたので、県に報告いたします。

　次に、議案第５号「天理農業振興地域整備計画の変更について」農林課の岩田次長より説明願います。

農林課長（岩田俊樹）

　農林課の岩田でございます。私の方からは、議案第５号　天理農業振興地域整備計

画の変更について説明させていただきます。

（　説明内容は省略　）

議長（松井義憲）

ただ今、岩田次長より説明ありましたが、何かご意見、ご質問等はございませんか。

　「結構です」の声あり

議長（松井義憲）

それでは天理農業振興地域整備計画の変更をご承認いただきましたので、その旨を

回答いたします。

岩田次長ありがとうございました。退席していただいて結構です。

次に、議案第６号　その他①　５月分「市街化区域の専決処分について」事務局より報告願います。

事務局係長（德永佳代）

議案第６号　その他①　５月分の市街化区域転用の届出についてご報告いたします。

資料番号４をご参照ください。

令和５年５月分の市街化区域 転用届出といたしまして、４条届出は、青空駐車場

１件　505㎡でした。５条届出は、青空駐車場　２件　1,612㎡、分譲住宅用地　１件

949㎡でした。市街化区域届出専決処分の報告は以上でございます。

議長（松井義憲）

　ただいま、報告のありました「５月分市街化区域の専決処分について」何かご意見、

ご質問等はございませんか。

「結構です」の声あり

議長（松井義憲）

それでは、報告のとおりご承認いただいたものといたします。

　次に、議案第６号　その他②「生産緑地地区の取得の斡旋依頼について」事務局より報告願います。

事務局係長（德永佳代）

　議案第６号　その他②　生産緑地地区の取得の斡旋依頼についてご説明させていただきます。前月に続きまして、天理市より農業委員会に生産緑地農地の取得の斡旋依頼がまいりました。クリップ止めの資料が４件９筆の買取り申出となっております。それぞれ農地の所在地等と場所の地図をつけておりますのでご確認ください。

買取り希望される方がおられましたら、農業委員会事務局までご連絡ください。

なお、回答期限の都合上、６月23日（金）までに農業委員会事務局までご連絡いた

だきますようお願いいたします。買取り希望がない場合は連絡不要とさせていただき

ます。以上でございます。

議長（松井義憲）

　ただいま報告のありました、生産緑地地区の取得の斡旋について、何かご意見、

ご質問等はございませんか。

農業委員（榎堀秀樹）

いつもこの件については、伺っておりますが、そもそも農業委員会に買取の斡旋が

来るということは、農用地の保全に関わることですので、できれば農用地として取得

することでお願いできないですか、という意味合いで農業委員会にも斡旋の依頼が来

ていると、いうことで理解していますが、この金額設定というのはまともに考えたと

きに評価の金額でもこんな金額で出るわけないし、我々が斡旋できる金額ではないと、  
仮に斡旋させていただいたとしても買うとおっしゃられた方に対しても買っていただ  
くこともできない。

このような斡旋の方法だと、農業委員会を通じて、誰かをご紹介するというレベル以前の問題であって、建設部局にも話はしますが、そもそも何のための斡旋なのか、というところの考え方が抜けていて、そもそも転売目的の書類の手続きに過ぎないのであるならば、おかしすぎるので、やはり行政側とも話をしていきながら本来どういう有り方がいいのか、農業委員会が斡旋した場合は優先できるように、そんなシステムづくりも必要かと思いますので、今後検討かと思いますので、考えていただければと思います。

議長（松井義憲）

農地を守るというのが我々の立場でございます。生産緑地として、期間を待たずに

処分したいということですので、生産緑地をするときには本人は覚悟のうえというん

ですか、理解を持ってやっておられるんですね。  
おっしゃったように農地を守るという立場からしたらとてもおかしな話で、他の部

署との関連もございますので今日の意見を踏まえて申し入れておきたいと思います。

榎堀委員はまた違う立場でよろしくお願いしたいと思います。

　他に何かございませんか。

「結構です」の声あり

議長（松井義憲）

それでは、買取り申し出の希望があるようでございましたら、令和５年６月23日ま

でに事務局に申し出てください。

以上をもちまして、本日の委員会の案件はすべて終了いたしましたが、委員の皆様、

他に何かございませんか。

　ないようでしたら、事務局の方から、何か連絡事項等はないですか。

事務局長（奥田彰）

＜事務連絡＞

・次回定例農業委員会の日程について

・次期農業委員の選考結果の通知について

　・農業委員会総会の日程について

　・病害虫発生予察に関する情報提供について

議長（松井義憲）

それではこれをもちまして６月の定例委員会を閉会させていただきます。

本議事録は、会議の正当なることを証するため、議長、委員署名するものとする。

　　　　令和 ５年　６月　12日

　　　　　　　　　天理市農業委員会

議　長

委　員

委　員